

建設工事に用

令和7・8年度 清水町建設工事入札参加資格審査申請書の提出要領

清水町が発注する建設工事の請負に係る競争入札に参加するものに必要な資格を定める告示に基づき入札参加申請の受付を行います。

参加資格を得るためには、定められた期間内に審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されることが必要となります。

参加を希望される方は、下記の要領で申請してください。

記

1 申請方法

- (1) 提出方法 提出は郵送のみとする。
- (2) 受付期間 **令和7年2月3日(月)～2月28日(金)(消印有効)**
※受付期間は、書類不備の修正等を含めた期間としていますので、早めに申請してください。
- (3) 郵送先 〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1
清水町役場 総務課 財務係宛
- (4) 郵送方法
ア 封筒の表面左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。
イ 110円切手を貼付した返信用封筒(定型郵便サイズ)を同封してください。
ウ 返信用封筒には、返信先の住所・申請者(法人)名等を必ず記載してください。

2 申請資格

- (1) 建設業法第3条の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査の申請がなされていること。
- (3) 当該建設業について基準日(令和7年1月1日)の直前2年(各事業年度)以内に工事完成実績があり、かつ2年以上引き続き営業していること。
- (4) 申請時点において、社会保険等への加入又は適用除外であることが確認できる場合に限る。

3 登録の有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日 2年間

4 注意事項

- (1) 申請書類は裏面提出書類一覧の順番に揃え、こより(綴じひも、ステープラ、金具類、プラスチック類の使用は不可)で綴じた後、A4-I Fフォルダに収納して提出してください。
- (2) 登記簿謄本(写)等、1種類の書類の枚数が多量になる場合は、両面コピーして提出してください。
- (3) 書類不備のものは、受付けできません。

建設工事用

社会保険等加入状況の確認について

- 1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄の全てに、「有」の表記となっていること。(適用除外の場合を除く)

- 2 決算日から申請日の間に、未加入となっている社会保険等に加入手続きを行った場合、又は、適用除外となることを確認した場合。(上記1の条件を満たしている場合は、当該2の提出は不要)
 - (1) 健康保険、厚生年金保険・・・ア、イのいずれか(写し)
 - ア 直近の標準報酬決定通知書
 - イ 直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書
 - (2) 雇用保険・・・ア、イのいずれか(写し)
 - ア 直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書
 - イ 直近の労働保険の納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収書又は納入証明書
 - (3) 適用除外の場合・・・加入義務がない理由及び関係機関(年金事務所等)に確認した内容を記した書面(独自様式で可)